

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 3 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01258

研究課題名（和文）フランスおよび欧州連合の会社法制および資本市場法制の展開

研究課題名（英文）Evolution of the company and capital market system in France and European Union

研究代表者

鳥山 恭一（TORIYAMA, Kyoichi）

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授

研究者番号：80164078

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、フランスおよび欧州連合における会社法制および資本市場法制の展開の過程を、国内法制と欧州連合の法制との相互にかかわりあいのなかであきらかにすることを目的にした。

本研究における具体的な成果としては、2021年10月にフランスの3件の立法についての研究を公表し、2023年10月にフランスの2件の立法についての研究を公表した。

そのほかに、ローマ法のsocietasの法技術以降の欧州大陸における会社の法技術の生成および発展の過程のなかに今日の欧州連合による会社法制の調整の作業も位置づけて捉えることができるという認識のもとに、これまでの会社法制の生成の過程を概観する作業を行なった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

フランス法と欧州連合法とが相互に影響しあいながら適用されるという法構造のもとでこれまでの法制度の形成と今後の展開という時間軸のなかで検討するという意味において立体的にかつ動態として、フランスおよび欧州連合の会社法制を検討するという点に、本研究の学術的な独自性があり創造性がある。

研究成果の概要（英文）：In this project, I've intended to clarify the process of evolution of the company legislation and capital market legislation in France and EU.

Concerning the French legislation, I've published 3 studies in October 2021 and 2 studies in October 2023.

I've also attempted to have an overview on the process of evolution of the legal technique "societe (company)" since the "societas" of the Roman Law. The actual EU legislation on company law seems to be able to be considered in the framework of such a long process of evolution of the legal technique "societe(company)".

研究分野：商法

キーワード：会社 株式会社 フランス EU

## 1. 研究開始当初の背景

会社法制の分野では、欧州共同体はすでに 1968 年に、構成国の国内会社法を、社員および第三者の利益の保護のために調整する 1968 年 3 月 9 日の第 1 指令を制定している。その後も、構成国の国内会社法を調整するための指令は、株式会社の設立ならびにその資本の維持および変更に関する 1976 年 12 月 13 日の第 2 指令、株式会社の国内合併に関する 1978 年 10 月 9 日の第 3 指令、年次計算書類に関する 1978 年 7 月 25 日の第 4 指令、株式会社の分割に関する 1982 年 12 月 17 日の第 6 指令、連結計算書類に関する 1983 年 6 月 13 日の第 7 指令、法定監査人の資格に関する 1984 年 4 月 10 日の第 8 指令、支店の公示に関する 1989 年 12 月 21 日の第 11 指令、一人有限会社に関する 1989 年 12 月 21 日の第 12 指令が制定されている。さらに第 10 指令として提案されていた越境合併に関する指令は、2005 年 10 月 26 日の指令として制定された。

その後、第 1 指令とその後の改正は 2009 年 9 月 16 日の指令に統合され、第 2 指令とその後の改正は 2012 年 10 月 25 日の指令に統合され、第 3 指令とその後の改正は 2011 年 4 月 5 日の指令に統合されている。そのうえでさらに、以上の 2009 年 9 月 16 日の指令、2012 年 10 月 25 日の指令および 2011 年 4 月 5 日の指令の 3 つの指令に加えて、1982 年 12 月 17 日の第 6 指令、1989 年 12 月 21 日の第 11 指令および越境合併に関する 2009 年 9 月 16 日の指令の合計 6 つの指令が、2017 年 6 月 14 日の指令に統合されている。以上の指令はいずれも原則として、構成国の国内会社法の内容を調整することを目的とするものであるが、国内会社法による会社とは別に EU 法上の会社組織として「欧州会社 (societas europaea)」の組織が 2001 年 10 月 8 日の規則により定められている。

また、EU の域内において構成国の国内法上の会社はその所在地を別の構成国の国内に移転させることがどの範囲において認められるのかは、EU 運用条約が定める「開業の自由 (liberté d'établissement)」との関係において問題になる。その点については、EU 司法裁判所の 1988 年 9 月 27 日の判決 (いわゆる Daily Mail 判決) 1999 年 3 月 9 日の判決 (いわゆる Centros 判決) 2002 年 11 月 5 日の判決 (いわゆる Überseering 判決) および 2003 年 9 月 30 日の判決 (いわゆる Inspire Art 判決) が、構成国の国内法上の会社に認められるその所在地を移転させる自由の内容を明確にしている。さらに、その点に関しては越境する組織再編、合併および分割に関して、うねに揭げた 2017 年 6 月 14 日の指令を改正する 2019 年 11 月 27 日の指令第 2019/2121 号が制定されている。

さらに、上場会社における株主権を強化し、その行使にかかわる問題を解決するために、上場会社の株主の一定の権利の行使に関する 2007 年 7 月 11 日の指令第 2007/36 号が制定されている。株主の長期の関与をうながすための 2017 年 5 月 17 日の指令第 2017/828 号はその 2007 年の指令第 2007/36 号を改正して、上場会社による関連当事者との取引の規制、上場会社における役員報酬の規制その他の規制を定めており、2019 年 6 月 10 日までにそれらの規制の国内法化の措置を行なうことを構成国に義務づけていた。

そのように会社法制にかかわる EU 法は、すでに相当程度に複雑な内容を形成しており、それらの内容が構成国の会社法制の内容と相互に結びついて適用されている。

## 2. 研究の目的

以上のような法状況のもとにおいて、本研究は、フランスおよび EU における会社法制および資本市場法制の形成および展開の動向を明らかにすることを目的にした。フランス法と EU 法とが相互に影響しあいながら適用されるという法構造のなかで、会社法制と資本市場法制との双方を組み合わせて検討し、しかもこれまでの法制度の形成と今後の展開という時間軸のなかで検討するという意味において立体的にかつ動態として、フランスおよび EU の会社法制および資本市場法制を検討することを目指した。

## 3. 研究の方法

EU の会社法制および資本市場法制の検討にあたっては、フランス語文献によりフランス法の視点から検討するだけでなく、ドイツ語文献によりドイツ法の視点からの検討も組み合わせることにより、EU の会社法制および資本市場法制を立体的にかつ動態として検討しようとした。また、フランスおよび EU における多くの立法および裁判例とそれらに対する学説および実務

の応接との検討を通して、フランスおよび EU におけるこれまで形成されてきた会社法制および資本市場法制の内容とそれらの今後の展開の方向を、具体的な問題に即して明らかにしようとした。あわせて、日本における関連領域の検討も行った。

#### 4. 研究成果

フランスの企業法制の立法についての研究として、まず、2021年10月に、「親会社および発注企業が負う警戒義務」として、国際的な企業活動における人権および環境への配慮にかかわる企業の責任を定めた「親会社および発注企業の警戒義務に関する 2017年3月27日の法律第2017-399号」の研究を公表し、あわせて、「covid-19の感染拡大を抑えるための規制に対応した法人の決算の規律」、および、「covid-19の感染拡大を抑えるための規制に対応した法人の総会および機関の規律」として、コロナ禍におけるフランスの会社法制の対応を定めた「私法上の法人および法人格がない主体が提出しまたは公表することを義務づけられる計算書類ならびに他の文書および情報の作成、確定、監査、審査、承認および公表に関する規律の covid-19の感染拡大の文脈における適応を定める 2020年3月25日のオルドナンス第2020-318号」、および、「私法上の法人および法人格がない主体の総会および指揮機関の開催および議決の規律の covid-19の感染拡大を理由にした適応を定める 2020年3月25日のオルドナンス第2020-321号」の研究を公表した（いずれも日仏法学31号）。

フランスの企業法制の立法についての研究として、さらに、2023年10月に、「衛生危機における私法上の法人および主体の総会および機関についての特例措置」として、うえの にみた会社法制のコロナ禍対応の立法のその後の適用の経緯の研究を「2020年4月10日のデクレ第2020-418号および2020年5月25日のデクレ第2020-629号の適用期間を延長する2021年7月28日のデクレ第2021-987号」の研究として公表した。また、「個人企業者の『財産』の分離、自営労働者のための環境整備」として、個人企業者の個人財産を企業倒産の場合にも保護して個人企業の活性化をはかるために、個人企業において企業財産と個人財産とは当然に分離するものと定めた「自営の職業活動のための2022年2月14日の法律第2022-172号」の研究を公表した（いずれも日仏法学32号）。

そのほかに、これまで関西学院大学名誉教授である加藤徹先生と私とで共同で、全国のフランス企業法研究者を集めて行なってきた「フランス企業法研究会」が、コロナ禍のために2020年1月25日を最後にして休止していたのであるが、その研究会を、2024年7月27日に再開するための準備をすすめると同時に、この研究会のこれまでの研究成果を『フランス企業法判例研究』としてシリーズとして書籍化するための作業を現在すすめている。

さらに、今日の「会社 (société, Gesellschaft, company)」の法技術は、ローマ法の *societas* の法技術に由来するものであり、その後、とりわけ9世紀ないし10世紀以降、欧州大陸において、その *societas* の法技術が *commenda* の法技術と結びつき、地域および時代に応じて様々な形がかつ相互に影響をうけながら会社の法技術が形成されてきたのであり、うえの「1. 研究開始当初の背景」において掲げた EU による国内会社法制の調整の作業も、そのような欧州大陸における会社法制の形成の過程のなかに位置づけて捉えることができるという認識を、本研究において得ることができた。そうした認識にもとづくこれまでの会社法制の形成の過程の概観を本研究においてまとめることができたので、今後公刊する予定の会社法の概説書のなかでその成果を公表することを予定している。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 鳥山 恭一	4. 巻 1665号
2. 論文標題 監査役の報酬額の決定における「自律性」 - 千葉地判令和3・1・28金判1619号43頁 -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 金融・商事判例	6. 最初と最後の頁 1頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鳥山 恭一	4. 巻 32号
2. 論文標題 衛生危機における私法上の法人および主体の総会および機関についての特例措置 2020年4月10日のデクレ第418号および2020年5月25日のデクレ第629号の適用期間を延長する2021年7月28日のデクレ第987号	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日仏法学	6. 最初と最後の頁 204-213 頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鳥山 恭一	4. 巻 32号
2. 論文標題 個人企業者の「財産」の分離、自営労働者のための環境整備 自営の職業活動のための2022年2月14日の法律第172号	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日仏法学	6. 最初と最後の頁 213-226 頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鳥山恭一	4. 巻 第二巻 民法法編
2. 論文標題 株式の準共有における権利行使者の指定方法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 早稲田大学法学会百周年記念論文集	6. 最初と最後の頁 229-264 頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鳥山恭一	4. 巻 第7号
2. 論文標題 株式会社における監査役の報酬額の決定における自律性－千葉日産自動車株式会社事件－	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 早稲田大学法務研究論叢	6. 最初と最後の頁 117-146 頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鳥山恭一	4. 巻 97巻 2号
2. 論文標題 新株予約権の行使による株式の発行の差止めおよび無効事由	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 1-50 頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鳥山恭一	4. 巻 31号
2. 論文標題 親会社および発注企業が負う警戒義務－親会社および発注企業の警戒義務に関する 2017年3月27日の法律第399号	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日仏法学	6. 最初と最後の頁 137 - 140 頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鳥山恭一	4. 巻 31号
2. 論文標題 covid-19 の感染拡大を抑えるための規制に対応した法人の総会および機関の規律－私法上の法人および法人格がない主体の総会および指揮機関の開催および議決の規律の covid-19 の感染拡大を理由にした適応を定める 2020年3月25日のオールドナンス第321号	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日仏法学	6. 最初と最後の頁 83 - 93 頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鳥山恭一	4. 巻 31号
2. 論文標題 covid-19 の感染拡大を抑えるための規制に対応した法人の決算の規律—私法上の法人および法人格がない主体が提出または公表することを義務づけられる計算書類ならびに他の文書および情報の作成、確定、監査、審査、承認および公表に関する規律の covid-19 の感染拡大の文脈における適応を定める 2020年3月25日のオールドナンス第318号	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日仏法学	6. 最初と最後の頁 79 - 83 頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鳥山恭一	4. 巻 254号
2. 論文標題 役員の報酬等に関する株主総会決議 (最二小判1964〔昭和39〕年12月11日)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 会社法判例百選 [第4版] (別冊ジュリスト)	6. 最初と最後の頁 122 - 123 頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------